

気候変動ウェビナーシリーズ

パリ協定第6条に関する 議論と今後の動向

2021年5月14日



質問と回答

当日視聴者の皆様から頂きました発表に対する質問に登壇者が回答いたします。

質問1	協力的アプローチの各メカニズムで生成されたクレジットの今後の相互取引の可能性についてご意見を伺えれば幸いです。
回答1	協力的アプローチで発行された各クレジットの互換性について、まだ積極的な議論が行われていません。今後、新たな情報が入りましたら、ウェビナーで解説します。

質問2	なぜ2018年、2019年にルールブックは合意できなかったのですか。
回答2	2018年のCOP24及び2019年のCOP25では、排出削減の二重計上防止、適応への資金支援、また、CDMクレジットのパリ協定への移管に関して、先進国と途上国との間で意見の対立があり、合意することができませんでした。特にパリ協定第6条4項の二重計上防止策について、ブラジル・インド等の国が反対をしていました。また、多くの途上国がパリ協定第6条2項に対して、適応の課税を義務付けるようにとの主張が多くみられました。

質問3	ほぼ全ての国が達成困難な目標を掲げる中、他者に融通するクレジットを捻出できる国は出てこないのではないのでしょうか。また、すべての国がネットゼロを目標にすると、超過達成というのは基本的にはなく、クレジットも森林などの物理的吸収以外にはあり得ないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
回答3	一部の国では、森林吸収により排出量がマイナスになっている国が存在し、それらのような国がクレジットを移転することが想定されます。ネット・ゼロに向け、森林吸収が貢献するところは大きいと思いますが、排出量を限りなく減ら

	し、また、段階的に減らしていくためにも、省エネ対策の向上、再生可能エネルギーの拡大は引き続き、重要であると考えています。
--	--

質問4	P7,P8で日本はどこにいるのでしょうか。
回答4	二国間クレジット制度（JCM）について、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていませんが、日本として獲得した排出削減・吸収量を削減として適切にカウントすることが、日本のNDCに明記されています。また、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO ₂ の国際的な排出削減・吸収量が見込まれています。

質問5	「6条の活用」とは、自国の目標達成に使う先進国のケースと、プロジェクトからの収入を期待する（けど 相当調整は受け入れる）途上国のケースがあると思いますが、そのように単純に分類できますか？
回答5	パリ協定では、全ての国が目標を掲げており、途上国同士でITMOsの移転を行い、獲得したITMOsを目標達成に活用するということも想定されます。

質問6	SOPに関しまして、日本の立場を教えてくださいませんか。
回答6	日本のSOPに関する意見書（IGESによる日本語仮訳）は以下の通りです。

	<p>(IGESによる日本語仮訳)</p> <p>日本は、気候変動に対する社会の脆弱性への関心が高まっていることを認識し、適応策の支援が重要であるとの見解を示している。同時に、第6条については、第6条4項で言及されているメカニズムでの活動から得られる収益（SOP）の一部を、管理費に充てるとともに、気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国締約国が適応のための費用を負担することを支援することが規定されている。一方、第6条2項にはSOPは記載されていないため、義務的なSOPは第6条2項には適用できないというのが我々の見解である。</p> <p>(日本のサブミッション)</p> <p>https://www4.unfccc.int/sites/SubmissionsStaging/Documents/202105010038---Japan_Article%20of%20the%20Paris%20Agreement%20Financing%20for%20adaptationShare%20of%20Proceeds%20_Submission_202104.pdf</p>
--	---

質問7	スライド12 には、2020年までの削減量はITMOsではない、と書いてありますが、これはJCMのクレジットも無効になると考えるべきでなのですか？
回答7	JCMから発行されるクレジットでは、2021年1月1日以降に削減されたクレジットがITMOsの対象になります。

質問8	相当調整の活用にはばらつきがあることは、野心的な目標達成への評価の統一性に問題は生じないでしょうか。
-----	--

回答8	ご指摘の通り、相当調整の適用が一律でないことにより、各国の野心を下げることに懸念されます。野心を実現するために、相当調整をパリ協定第6条2項及び第6条4項で一律に適用することについて多くの国が支持しています。
-----	--

質問9	SOPに対して、6.2項と6.4項で先進国の対応が異なる理由は何でしょうか。
回答9	先進国は、第6条について、第6条4項で言及されているメカニズムでの活動から得られる収益（SOP）の一部を、管理費に充てるとともに、気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国締約国が適応のための費用を負担することを支援することが規定されていると理解しています。また、第6条2項にはSOPは記載されていないため、義務的なSOPは第6条2項には適用できないというのが先進国の見解です。一方、途上国は第6条2項にも義務的なSOPの適用が必要であると主張しており、パリ協定第6条の条項に対する解釈が異なっています。

質問10	クレジットの発行可能量 = 目標の排出量 - 実際の排出量（見込み）、という理解でよいでしょうか。
回答10	一般的に、温室効果ガスの排出削減プロジェクトが行われなかった場合に想定されるGHG排出量と、温室効果削減に寄与する機器・設備を用いてプロジェクト活動を実施した際に排出されるGHG排出量との差が温室効果ガス削減量となり、クレジット発行の対象となります。 二国間クレジット制度の場合、環境十全性を確保するために、保守的なアプローチを用いてクレジットの対象となる削減量を算定しています。詳細はこちらの出版物を参考にしてください。

	<p>(IGES方法論ガイドブック : p5-7参照)</p> <p>https://www.iges.or.jp/jp/pub/jcm-methodology-guidebook/ja</p>
--	--

質問11	Verraなど自主的炭素市場は、直接NDCと連動していないことから、パリ協定の下での相当調整や二重計上の問題とは関係しないように思われますが、VERR Aが反対しているのはどのような理由によるものですか？
回答11	<p>Verra は、2 つの国が同じ単位をカウントしないように、相当調整が国同士の取引で必要であることに同意していますが、自主的な活動に対する相当調整に反対しています。その理由として、企業によってオフセットとして主張された排出削減量または除去量は、ホスト国のNDCにはカウントされず、むしろ、それらは企業のサステナビリティレポートまたは年次報告書に報告されていると主張し、相当調整を適用すべきでないとの見解です。</p> <p>Verraの相当調整に対する見解はこちらのページを参照ください。 (Verraによる説明)</p> <p>https://verra.org/the-future-of-the-voluntary-carbon-market/</p>

質問12	相当調整で適応のために税収を各国でどのように使うのか、だれが裁量権をもって運営し、成果をどのように図るのでしょうか？
回答12	仮にパリ協定第6条の決定が行われれば、パリ協定第6条4項では、国連のもとでその税収が管理されることが想定されます。パリ協定第6条2項は、各国が二

	国間などの協力を通じて行われているため、例えば、二国間のもとで具体的な活用方法（例えば適応策への支援）を検討することが想定されます。
--	--

質問13	JCMは、パリ協定においても、適用されるのでしょうか？
回答13	<p>JCMは、パリ協定第6条のもとで実施されるメカニズムです。COP26でパリ協定第6条の詳細なルールが決定される予定ですが、JCMとパリ協定第6条との関係を示すビデオを公開していますので参照ください。</p> <p>（二国間クレジット制度（JCM）とパリ協定第6条）</p> <p>日本語版：https://www.youtube.com/watch?v=Q3xIvTsk-y0</p> <p>英語版：https://www.youtube.com/watch?v=TJgKl_6Aq2A</p>

質問14	UNFCCCの入手可能な情報を見ておりますと、6条4項と、6条2項の交渉の進展状況が違っているように感じます。前者は、CDMの流れで微調整をすることで動きそうだが、後者は交渉をすること自体に消極的なグループが居るように思うのですが、如何でしょうか？ JCMに参加している国々は、一応支持するのでしょうか、どこまで頑張ってくれるのか？
回答14	COP25において、パリ協定第6条2項に関する交渉は、パリ協定第6条4項と比較し、論点がかなり絞り込まれていたと理解しています。一方、パリ協定第6条4項は、CDMの活動やクレジットの移管、また、ベースライン、NDC外の削減量に対する相当調整など複数の論点がまだ残されています。パリ協定第6条4項では、CDMの経験を活用しつつ、これまでと同じアプローチではいけないと主

	<p>張する国も多く存在します。JCMパートナー国は、パリ協定第6条に関心が高い国が多く、今後、6条の合意に向け、IGESは各国と意見交換をしながら、COP26での合意に向け貢献していきます。</p>
--	--

質問15	<p>そもそもの議論として、マーケットメカニズムはゼロサムではないかという議論があるわけですが、ネットネガティブであることを確保することを標榜している日本の方法論を持って6条4項の交渉に飛び込むということをされているのでしょうか?"</p>
回答15	<p>パリ協定第6条4項交渉テキスト（議長テキスト第3版）に基づくと、COP26決定後、新たな方法論の承認・作成には、CDMの経験や既存のメカニズムの経験も活用しながら、方法論をレビューすることが想定されます。現在、パリ協定第6条に関して会合が開催されておりますが、議論の詳細は非公開です。また、関連情報が公開されましたら、今後、ウェビナーで各国のポジションなど分析した結果を解説していきます。</p>

質問16	<p>JCMのクレジットは、日本とホスト国で1/2ずつとの折半の理解です。ホスト国の上乗せは、実際の排出削減量の半分の理解で合っていますか？</p>
回答16	<p>JCMのクレジットの配分は、プロジェクトに参加する日本とパートナー国の参加者間で協議をしたうえで決定されます。クレジット配分が決定され後、その配分量に応じて、相当調整を適用します。</p>

質問17	排出削減に資するためには相当調整は当然だと思うのですが、反対する国はどのようなロジックで反対しているのですか？
回答17	5月31日より開始された2021年補助機関会合での開会プレナリーで、BASIC（南アフリカ、ブラジル、インド、中国）を代表し、インドは「環境十全性が確保されることを前提に、官民の関与を促し、投資に対する不必要な障害の発生を回避するものでなければならない。」と発言しました。相当調整を適用することで、投資が抑制されるということが、反対する一つの理由として考えられます。

質問18	JCMパートナー国のうち6条(相当調整)を理解いただいているのは3か国とのこと、驚きました。パートナー国も削減目標を掲げている中でJCMのクレジット配分決定に揉めることにならないのでしょうか。（NEDO実証事業では資金拠出割合で決定していました）
回答18	2019-2020年にIGESが行った活動を通して、6条の理解を深めているのは3か国でしたが、17か国のうち、担当者レベルでは徐々に理解が深まっています。相当調整の理解不足により、クレジット配分の議論に時間を要することも想定されます。一方で、プロジェクトの実施を通じて、削減量以外のベネフィット（SDGsへの貢献や技術やトレーニングの提供等）を提供し、また、相当調整の理解が深まれば（環境十全性の確保、世界全体の排出量が増えない）、クレジット配分の協議にかかる時間は短くなると想定しています。IGESは引き続き、JCMパートナー国の政府関係者に対してパリ協定第6条の理解を促進するための活動を実施します。

質問19	A国においてB国が支援しておこなったプロジェクトから生じるクレジットを、0-100ではなく、50-50など、二国間で合意したパーセンテージで分け合うことはできるのでしょうか。
回答19	例えば、JCMプロジェクトでは、JCMプロジェクトに参加する日本及びパートナー国企業との間で協議し、クレジットの配分を決定いたします。その他のメカニズムでも、同様に参加企業同士でクレジットの配分を決定する事例が多くあります。

質問20	スライド28の2021年CDMが一時的に運用停止している理由は何でしょうか？また運用停止というのは、新規プロジェクト登録、クレジット発生、クレジット移転・取引のすべてが停止しているということでしょうか？
回答20	2020年に 2021年1月1日以降のCDM理事会運営について議論が行われました。第108回CDM理事会（2020年12月開催）による決定で、2021年1月1日以降、CDMプロジェクトの登録申請、クレジットの発行申請等があった場合、引き続き、申請を受け付けるが、今後、京都議定書第16回締約国会合（CMP16）の決定次第では、クレジットを発行できない可能性があることが示されました。また、CDM理事会は、プロジェクト参加者にそのリスクを認識するよう要請しています。CMP16のガイダンス採択後、CDM理事会はプロジェクト参加者から申請のあったプロジェクトの登録・クレジットの発行などを最終決定する予定です。

質問21	ボランタリークレジットは、パリ協定6条2項、6条4項のどちらに位置付けられるのでしょうか？
回答21	パリ協定第6条4項は、国連で管理されるメカニズムです。パリ協定第6条2項は二国間等で協力されるメカニズムが対象になります。第6条2項では、参加する国がクレジットを削減目標達成に活用する場合、また、クレジットを国際的に移転する場合、そのクレジットの量を報告することが求められます。仮にパリ協定第6条2項に参加する国が、自主的炭素市場から発行されたクレジットを目標に活用する、または他の国際的な緩和目標達成に活用する場合、そのクレジット量について第6条2項で報告が求められます。

質問22	6条の合意がなかなかできないのは、内容が先進国（CO ₂ 削減プロジェクトに金を出す国）に有利と感じているからではないでしょうか。実際に削減が具体化される途上国に配慮した条項を入れるなどの工夫が必要なのかなと思います。
回答22	COP24及びCOP25で6条に関する合意ができなかった主な理由は、排出削減の二重計上防止、適応への資金支援、また、CDMクレジットのパリ協定への移管に関して意見の対立があったためです。2021年の非公式会合でも、これらが主な論点として取り上げられ、各国で非公式に意見交換が行われています。

質問23	SOPに関して日本がコメントを出しているとのことでしたが、公表されているサイト等を教えてくださいませんか。
------	---

回答23	<p>下記のウェブサイトには日本の意見書が公開されています。</p> <p>(日本の意見書)</p> <p>https://www4.unfccc.int/sites/SubmissionsStaging/Documents/202105010038---Japan_Article%20of%20the%20Paris%20Agreement%20Financing%20for%20adaptationShare%20of%20Proceeds%20_Submission_202104.pdf</p>
------	---

質問24	<p>そもそも論で恐縮ですが、国の排出量はその国の企業の排出量とどのような関係にあるのでしょうか。開示していない企業も家庭もあるので、企業の積み上げが国の排出量ではないですよね？パリ協定の削減義務は国に課されるものなので、企業は直接的には義務を負わないという考えでよいのでしょうか？</p>
回答24	<p>国連気候変動枠組条約（UNFCCC）や京都議定書の下で、締約国は、IPCCインベントリガイドラインに従って自国の温室効果ガスインベントリを作成し、公表する義務を負っています。日本では関係省庁・関係団体から提供されたデータに基づき、インベントリが作成され、毎年、排出量を公開しています。なお、パリ協定では、各国が目標を設定し、削減を行います。日本の排出量の算定方法は下記のページに公開されている報告書を参照ください。</p> <p>(日本国温室効果ガスインベントリ報告書 (NIR))</p> <p>http://www.nies.go.jp/gio/aboutghg/index.html</p> <p>パリ協定自体が企業に義務を課すことはありませんが、パリ協定の目標を達成するために、国内で義務的な制度や施策が導入されることがあります。例えば、ここ数年多くの途上国では、温室効果ガス削減を更に促進するために、力</p>

	ーボンプライシングの導入が検討されています。
--	------------------------

質問25	多くの日本企業が日本の目標達成に貢献するために、VCSを購入したとします。その結果、日本全体でのVCS購入量が大きくなった場合、購入したクレジットのうち一部は無効になってしまう、ということは考えられるのでしょうか。
回答25	現時点で、ボランタリークレジットを日本の目標達成に活用することは想定されていません。

質問26	適応への貢献については6条で議論されるのでしょうか。それともそのほかの条項でもっと詳細に議論されるのでしょうか。
回答26	パリ協定第6条以外にも、適応基金に関する議題、また、パリ協定第8条（損失と損害（ロス・アンド・ダメージ））、パリ協定第9条（資金（気候変動対策のための資金））に関連する議題でも交渉が行われています。

質問27	削減量以外のベネフィットについてももう少し説明して頂けるとありがたいです。
回答27	削減量以外のベネフィットとして、プロジェクトの実施を通じた持続可能な開発への貢献が期待されます。下記のページで具体例を示した出版物を公開して

	<p>います。</p> <p>JCMによるSDGsへの貢献 - 優良事例集 - https://www.iges.or.jp/en/pub/jcm-sdgs-best-practices/ja</p> <p>JCMを通じたSDGsへの貢献の優良事例集をまとめ、各プロジェクトがSDG目標とターゲットにどのように関連するかを示しています。ミャンマー、パオ、サウジアラビア、ケニア、モンゴル、インドネシア、ベトナム、バングラデシュで実施されている様々なタイプのプロジェクトを網羅しています。</p>
--	---

質問28	6条8項の非市場アプローチにはODAも含まれるのでしょうか。
回答28	パリ協定第6条8項の現在の交渉テキストでは、まだ明確に定義されていません。最新情報が入手できましたら、今後、開催予定のウェビナーでお伝えしていきます。

質問29	SOPでクレジットが適応費用へ充当される場合、企業の適応ビジネス創出に使用できるのでしょうか。
回答29	パリ協定第6条の決定がなされていない状況ですが、制度設計次第では、SOPのために確保されたクレジットを売却し、得られた収益を途上国の適応支援

	<p>のための技術に活用するといったこともひとつの考えとしてあろうかと思 います。一方、そういった制度を運営するためには、資金管理体制など実務面 で本当に実行可能か、詳細な検討が必要です。</p>
--	--